

議案第 号

越前市市民交流センター設置及び管理条例の制定について
越前市市民交流センター設置及び管理条例を次のとおり制定する。

平成31年2月20日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市民交流センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 本市は、市民交流の促進及び市民活動の活性化を図り、もって市民福祉の向上に寄与するため、越前市市民交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 越前市市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市市民交流センター	越前市府中一丁目11番2号

(開館時間及び休館日)

第3条 越前市市民交流センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後11時30分まで

(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第4条 センターの施設うち、別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、センターの管理上必要な条件

を付すことができる。

- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- (2) センター内において許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

- (3) 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告、貼り紙、くぎ打ちその他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (5) 火災、盗難等の事故の発生を防止する措置をとること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及び職員の指示に従うこと。

(使用料)

第8条 使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、後納させることができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が共催する事業に使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、センターの使用が終わったときは、速やかにこれを原状に復し、職員の点検を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、第6条の規定により使用許可を取り消された場合に準用する。
- (損害賠償等)

第11条 使用者は、使用中に施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したとき（使用者の行う催物についての入場者による場合を含む。）は、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(職員の立入り)

第 1 2 条 使用者は、職員が管理の必要に応じ使用中の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第 1 3 条 市長は、第 7 条第 4 号の規定に該当する者及び職員の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第 8 条関係)

1 施設使用料

区分	基本使用料(1時間当たり)
多目的室 1	6 0 0 円
多目的室 2	3 0 0 円
多目的室 3	2 5 0 円
大会議室 1	2 0 0 円
大会議室 2	2 0 0 円
中会議室 1	1 5 0 円
中会議室 2	1 5 0 円
中会議室 3	1 0 0 円
小会議室 1	5 0 円
小会議室 2	5 0 円
小会議室 3	5 0 円

和室	500円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
多目的室1	500円	2,500円	15,000円
多目的室2	300円	1,500円	9,000円
多目的室3	300円	1,500円	9,000円
大会議室1	300円	1,500円	9,000円
大会議室2	300円	1,500円	9,000円
中会議室1	300円	1,500円	9,000円
中会議室2	300円	1,500円	9,000円
中会議室3	200円	1,000円	6,000円
小会議室1	100円	500円	3,000円
小会議室2	100円	500円	3,000円
小会議室3	100円	500円	3,000円
和室	100円	500円	3,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

